

## 厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する事務取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用に関する手続きについて、合理的かつ公平な事務処理をするための必要な事項を定めるものとする。

(申込み時期)

第2条 利用を希望する月の前月10日（10日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに、申込書を受理したものについて、利用調整をする。ただし、4月に入所を希望するものについては、次のとおり申込書の受付を行うものとする。

- (1) 4月1次 前年11月1日（1日が土日祝日の場合は直後の開庁日）から別途定める日まで
- (2) 4月2次 前号の受付終了日の直後の開庁日から別途定める日まで

(提出書類)

第3条 利用を希望するものには、教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書、利用申込補助票、保育所等利用申込に関する確認書、個人番号届出書、保育料に係る確認書（認可保育所等申込みの場合に限る。）、食物アレルギー調査票（該当する場合に限る。）及び転園申請書（転園の場合に限る。）のほか次の各号に該当するものを、保護者に提出させるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第1号に掲げる事由の場合には、就労証明書。
- (2) 府令第1条の5第2号に掲げる事由の場合には、母子健康手帳の写し。
- (3) 府令第1条の5第3号及び第4号に掲げる事由の場合には、申立書。ただし、入所内定後は、診断書、障害者手帳又はその状況を証明する書類。
- (4) 府令第1条の5第5号に掲げる事由の場合には、申立書（任意書式）。ただし、入所内定後は、り災証明書等その状況を証明する書類。
- (5) 府令第1条の5第6号に掲げる事由の場合には、申立書。
- (6) 府令第1条の5第7号に掲げる事由の場合には、在学証明書等その状況を証明する書類。
- (7) 府令第1条の5第8号に掲げる事由の場合には、裁判所の保護命令書、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書。
- (8) 府令第1条の5第9号に掲げる事由の場合には、就労証明書及び申立書。
- (9) 府令第1条の5第10号に掲げる事由の場合には、市長が必要とする書類。

2 前項の書類が不足又は不備があり、市長が補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、次の対応を行うものとする。

書類の名称	補正期限	補正が行われなかったときの対応	不認定又は不承諾を判断する日
教育・保育給付認定申請書（兼）利用申込書	申込期間の最終日消印となる郵送物が到着した日から2開庁日以内（4月入所申込みの場合は別途定める。）	不認定の決定	提出期限の最終日消印となる郵便物が到着した日から2開庁日後（4月入所申込みの場合は別途定める。）
保育を必要とする事由を確認する書類			
各種申立書			
利用申込補助票		入所不承諾の決定	
保育所等利用申込に関する確認書			
個人番号届出書 （認可保育所等申込みの場合） 保育料に係る確認書			
（アレルギーの場合） 食物アレルギー調査票			

（求職活動中の取扱）

第4条 保護者が求職活動中の場合においては、利用開始後2箇月以内に就労することを条件に、申込書を受付けることができるものとする。

（育児休業からの復職を伴う申請の取扱）

第5条 保護者が育児休業からの復職を伴う場合の申請については、次の各号によるものとする。

- (1) 各月初日から15日までに保護者が育児休業から復職をする場合は、復職日の属する月の前月からの利用申込みを受付けることができるものとする。
- (2) 各月16日から末日までに保護者が育児休業から復職をする場合は、復職日の属する月からの利用申込みを受付けることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく公示がされた場合は、育児休業からの復職期間を延長することができるものとする。

（育児休業中の取扱）

第6条 保護者が育児休業を取得する場合に特定教育・保育施設等に在籍している児童の利用については次の各号によるものとする。

(1) 育児休業取得時に特定教育・保育施設等に在籍している児童が3歳児クラス以下の場合には、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の翌日までに復職することを条件とし、継続利用することができるものとする。

(2) 前号の規定により当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の翌日を含む月の入所申込みをしたにもかかわらず、入所保留となった場合に限り、当該年度末の翌5月15日までに復職することを条件とし、継続利用期間を当該年度末の翌4月末日まで延長することができるものとする。この場合において、当該入所保留決定後、入所申込みを取り下げた場合であっても、在籍児童における継続利用期間の延長は可能とするものとする。

(3) 育児休業取得時に特定教育・保育施設等に在籍している児童が4歳児クラス以上の場合には、育児休業取得期間中継続して利用することができるものとする。

2 前条2項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく公示がされた場合は、「当該年度末の翌5月15日まで」としている復職期限を延長することができるものとする。

（出産後の取扱）

第7条 府令第1条の5第2号に該当する保護者が厚木市保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱第5条第2項第1号に定める期間を経過し、府令第1条の各号に掲げる事由に該当する場合には、第3条に定める書類を提出することで特定教育・保育施設等に在籍している児童は継続利用することができるものとする。

2 府令第1条の5第6号に掲げる事由の後、府令第1条の5第2号に該当する保護者が、厚木市保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱第5条第2項第1号に定める期間を経過した場合には、再度、府令第1条の5第6号に掲げる事由の認定は行わないものとする。

（保育の実施の要否）

第8条 特定教育・保育施設等を利用する児童の選考を「厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」を基に行い、特定教育・保育施設等施設長と特定教育・保育施設等担当課との協議の上、福祉事務所長が要否の決定をするものとする。

（保育料算定方法）

第9条 保育料の算定は、父母又は児童と同一世帯に属している保護者たる扶養義務者（生計の中心者である場合に限る。以下「父母等」という。）を保育料算

定の対象とする。

- 2 父母等の市町村民税（均等割及び所得割）が非課税である場合は、市町村民税が課税されている同一世帯に属する扶養義務者のうち親等の最も近い者を保育料算定の対象とする。なお、同親等内にあつては市町村民税（均等割及び所得割）が最も高い者を保育料算定の対象とする。この場合において、同一世帯に属する扶養義務者のうち親等の最も近い者に必要な税務申告がされていない又は税資料等の提出がない者があるときは、税務申告等の協力が得られるまでの間、最も高い階層区分により決定（以下、「仮算定決定」という。）し、税務申告等がなされた後に、その申告等により算定した保育料を仮算定決定したときまで遡及して決定するものとする。
- 3 同一世帯内に内縁関係（事実婚）にある者がいる場合は、内縁者についても保育料算定の対象とする。ただし、単に同居（同棲）している場合はこの限りではない。
- 4 第1項及び前項の規定により算定の対象となった者が、保育料を決定するために必要な税務申告がされていない又は税資料等の提出がない場合について、税務申告等の協力が得られるまでの間、仮算定決定し、税務申告等がなされた後に、その申告等により算定した保育料を仮算定決定したときまで遡及して決定するものとする。
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により臨時に休園等する場合に該当し、保育の提供がなされない日数がある場合は、日割り計算を行うことができるものとする。この場合において、日割り計算により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（副食費徴収の有無）

第10条 副食費に係る徴収の有無は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号に基づき、前条第1項から第3項を考慮して決定するものとする。

（見学）

第11条 利用を希望する保護者は、第2条で定める申込期日の3開庁日後までに

入所前見学を行うものとする。

- 2 利用を希望する保護者が正当な理由なく前項で定める見学の期日までに見学を行わなかった場合、福祉事務所長は入所不承諾の決定を行えるものとする。

(その他)

第12条 この適用に関し、疑義が生じたときには、特定教育・保育施設等担当課内で協議するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 厚木市保育所入所に関する事務取扱内規（平成8年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行し、平成31年4月1日の利用申込みから適用する。ただし、第7条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。